

ベースアップ評価料について

令和6年6月に開催された日本医師会代議員会にて、診療報酬改定が物価上昇に全く追いつかず、不十分ではないかという代表質問にたいして、2期目に就任をされた松本会長は、「不十分なところはあるが、診療報酬本体部分だけではなく、様々な加算、電気・ガスの値上げに対する各種補助金など、あらゆる手段を用いて、医療機関が滞りなく医療が行えるよう努力をする。」と回答されました。

また、「様々な加算については、今回は本体部分に取り込まれなくとも会員の多くが算定することで、政府が医療機関の困窮を理解し、必要性を認識するので、是非とも積極的に算定をしてほしい。また、算定が進まなければ、医療機関は困っていないのだと財務省は判断し、加算が廃止されたりマイナス改定に陥ることもある。」と、担当常任理事も述べました。

これらより、ベースアップ評価料は以下のようにお考えいただき、積極的に算定を進めていただきますようお願い申し上げます。

① ベースアップ評価料を算定するのは、医療機関の権利である！

公定価格の医療保険では、急激なインフレには対応できないため、それに対応するために設けられた評価料を算定することは、医療機関がインフレ対応するための権利であり、ベースアップの医療従事者の権利です。

松本会長が、述べた、「あらゆる手段」の一つでもあります。申請が複雑に見えますが、あまり考えすぎてためらうことなく申請・算定ください。

② ベースアップ評価料は相対的に賃金が下がった医療に従事する優秀な人材が医療界から流失させない手段の一つです。

③ 対象者は診療所で患者対応（受付、案内、会計などの業務）をする、普通の事務職員も含まれます。

【日本医師会】ベースアップ評価料の届出のお願い！！ 【特設サイトへ】

<https://www.med.or.jp/nichiionline/article/011780.html>

なお、日医メンバーズルームの入り方

ユーザー名 日医刊行物の 10桁番号（医師資格証の医師会員ID番号）

000012X○△■ など。

パスワード 生年2桁月日 例 1959年5月5日 → 590505 の 6桁で